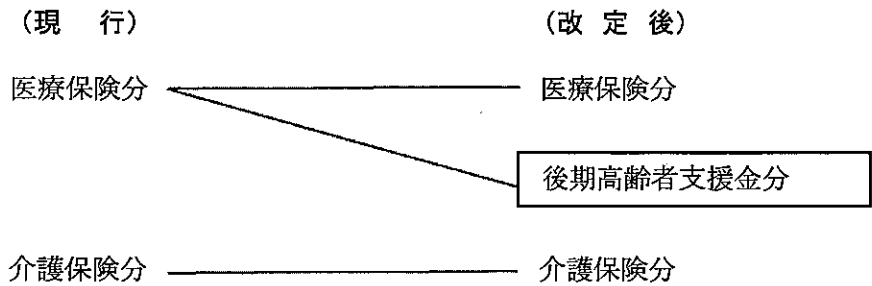


## 平成19年度第4回小平市国民健康保険運営協議会資料

1	国民健康保険の税率等について	
1-1	税率改定の内容	1
1-2	所得階層別保険税	2
1-3	小平市国民健康保険税の推移	4
1-4	26市の国民健康保険税(料)の状況(平成19年度)	5
2	葬祭費の支給額について	
2	26市の葬祭費の状況	6
3	小平市特定健康診査等実施計画について	
3	特定健康診査等の概要	7
4	その他の小平市国民健康保険条例の改正について	
4	小平市国民健康保険条例の一部改正の概要	9
5	その他参考資料	
5-1	新たな高齢者医療制度について	10
5-2	医療制度改革に伴う国民健康保険事業特別会計への影響	11

1-1 税率改定の内容

(1) 後期高齢者支援金分の創設



※75歳以上の方が加入する後期高齢者医療制度の創設に伴い、国保から同制度に対して支払う支援金分の税負担を明確にするため、「後期高齢者支援金分」を創設する。

※現行でも、75歳以上の方の医療制度である老人保健に対して、国保から拠出金を支払っているが、その税負担は国保加入者の74歳までの医療費分と合わせて「医療費保険分」の中に含まれていた。

(2) 現行の税率と改定後の税率

(単位: %、円)

区 分	現 行	改 定 案			増減(D-A) E
	医療保険分 A	医療保険分 B	後期支援金分 C	合計(B+C) D	
所 得 割 (%)	5.26	3.61	1.65	5.26	0.00
資 産 割 (%)	19.95	19.95	0.00	19.95	0.00
均 等 割 (円)	21,100	11,500	9,600	21,100	0
平 等 割 (円)	8,000	8,000	0	8,000	0
課税限度額 (円)	530,000	470,000	120,000	590,000	60,000

1-2 所得階層別保険税

《2人世帯》固定資産税なし

(単位:円)

所得金額	給与収入 換算(概算)	現 行	改 定 案			増減(D-A) E
		医療保険分A	医療保険分B	後期支援金分C	合計(B+C) D	
330,000	980,000	20,000	12,400	7,600	20,000	0
575,000	1,225,000	43,000	27,400	15,500	42,900	△ 100
1,000,000	1,667,999	85,400	55,100	30,200	85,300	△ 100
2,000,000	3,115,999	138,000	91,200	46,700	137,900	△ 100
3,000,000	4,427,999	190,600	127,300	63,200	190,500	△ 100
4,000,000	5,675,999	243,200	163,400	79,700	243,100	△ 100
5,000,000	6,888,889	295,800	199,500	96,200	295,700	△ 100
6,000,000	8,000,000	348,400	235,600	112,700	348,300	△ 100
7,000,000	9,111,111	401,000	271,700	120,000	391,700	△ 9,300
8,000,000	10,210,526	453,600	307,800	120,000	427,800	△ 25,800
9,000,000	11,263,158	506,200	343,900	120,000	463,900	△ 42,300
10,000,000	12,315,789	530,000	380,000	120,000	500,000	△ 30,000
11,000,000	13,368,421	530,000	416,100	120,000	536,100	6,100
12,000,000	14,421,053	530,000	452,200	120,000	572,200	42,200
13,000,000	15,473,684	530,000	470,000	120,000	590,000	60,000

《2人世帯》固定資産税50,000円の場合

(単位:円)

所得金額	給与収入 換算(概算)	現 行	改 定 案			増減(D-A) E
		医療保険分A	医療保険分B	後期支援金分C	合計(B+C) D	
330,000	980,000	30,000	22,300	7,600	29,900	△ 100
820,000	1,470,000	65,800	46,200	19,600	65,800	0
1,000,000	1,667,999	95,400	65,100	30,200	95,300	△ 100
2,000,000	3,115,999	148,000	101,200	46,700	147,900	△ 100
3,000,000	4,427,999	200,600	137,300	63,200	200,500	△ 100
4,000,000	5,675,999	253,200	173,400	79,700	253,100	△ 100
5,000,000	6,888,889	305,800	209,500	96,200	305,700	△ 100
6,000,000	8,000,000	358,400	245,600	112,700	358,300	△ 100
7,000,000	9,111,111	411,000	281,700	120,000	401,700	△ 9,300
8,000,000	10,210,526	463,600	317,800	120,000	437,800	△ 25,800
9,000,000	11,263,158	516,200	353,900	120,000	473,900	△ 42,300
10,000,000	12,315,789	530,000	390,000	120,000	510,000	△ 20,000
11,000,000	13,368,421	530,000	426,100	120,000	546,100	16,100
12,000,000	14,421,053	530,000	462,200	120,000	582,200	52,200
13,000,000	15,473,684	530,000	470,000	120,000	590,000	60,000

《1人世帯》固定資産税なし

(単位:円)

所得金額	給与収入 換算(概算)	現 行		改 定 案		増減(D-A) E
		医療保険分A	医療保険分B	後期支援金分C	合計(B+C) D	
330,000	980,000	11,600	7,800	3,800	11,600	0
575,000	1,225,000	41,900	28,300	13,600	41,900	0
1,000,000	1,667,999	64,300	43,600	20,600	64,200	△ 100
2,000,000	3,115,999	116,900	79,700	37,100	116,800	△ 100
3,000,000	4,427,999	169,500	115,800	53,600	169,400	△ 100
4,000,000	5,675,999	222,100	151,900	70,100	222,000	△ 100
5,000,000	6,888,889	274,700	188,000	86,600	274,600	△ 100
6,000,000	8,000,000	327,300	224,100	103,100	327,200	△ 100
7,000,000	9,111,111	379,900	260,200	119,600	379,800	△ 100
8,000,000	10,210,526	432,500	296,300	120,000	416,300	△ 16,200
9,000,000	11,263,158	485,100	332,400	120,000	452,400	△ 32,700
10,000,000	12,315,789	530,000	368,500	120,000	488,500	△ 41,500
11,000,000	13,368,421	530,000	404,600	120,000	524,600	△ 5,400
12,000,000	14,421,053	530,000	440,700	120,000	560,700	30,700
13,000,000	15,473,684	530,000	470,000	120,000	590,000	60,000

《1人世帯》固定資産税50,000円の場合

(単位:円)

所得金額	給与収入 換算(概算)	現 行		改 定 案		増減(D-A) E
		医療保険分A	医療保険分B	後期支援金分C	合計(B+C) D	
330,000	980,000	21,600	17,700	3,800	21,500	△ 100
820,000	1,470,000	64,800	47,100	17,600	64,700	△ 100
1,000,000	1,667,999	74,300	53,600	20,600	74,200	△ 100
2,000,000	3,115,999	126,900	89,700	37,100	126,800	△ 100
3,000,000	4,427,999	179,500	125,800	53,600	179,400	△ 100
4,000,000	5,675,999	232,100	161,900	70,100	232,000	△ 100
5,000,000	6,888,889	284,700	198,000	86,600	284,600	△ 100
6,000,000	8,000,000	337,300	234,100	103,100	337,200	△ 100
7,000,000	9,111,111	389,900	270,200	119,600	389,800	△ 100
8,000,000	10,210,526	442,500	306,300	120,000	426,300	△ 16,200
9,000,000	11,263,158	495,100	342,400	120,000	462,400	△ 32,700
10,000,000	12,315,789	530,000	378,500	120,000	498,500	△ 31,500
11,000,000	13,368,421	530,000	414,600	120,000	534,600	4,600
12,000,000	14,421,053	530,000	450,700	120,000	570,700	40,700
13,000,000	15,473,684	530,000	470,000	120,000	590,000	60,000

1-3 小平市国民健康保険税の推移

年度	医療保険分					介護保険分		
	所得割額 (%)	資産割額 (%)	均等割額 (円)	平等割額 (円)	限度額 (万円)	所得割 (%)	均等割 (円)	限度額 (万円)
元	4.00	29.78	7,300	5,700	39			
2	4.00	29.78	7,300	5,700	39			
3	4.00	29.78	7,300	5,700	39			
4	4.00	29.78	7,300	5,700	41			
5	4.00	29.78	7,300	5,700	41			
6	4.20	29.78	9,000	6,500	43			
7	4.20	29.78	9,000	6,500	43			
8	4.55	29.00	10,000	8,000	45			
9	4.55	29.00	10,000	8,000	45			
10	4.95	23.00	13,500	8,000	48			
11	4.95	23.00	13,500	8,000	51			
12	4.95	23.00	13,500	8,000	51			
13	4.95	23.00	13,500	8,000	51			
14	4.95	23.00	13,500	8,000	51	0.70	8,600	7
15	4.95	23.00	13,500	8,000	51	0.85	10,000	8
16	5.26	19.95	17,300	8,000	53	1.11	11,700	8
17	5.26	19.95	21,100	8,000	53	1.20	14,900	8
18	5.26	19.95	21,100	8,000	53	1.20	14,900	9
19	5.26	19.95	21,100	8,000	53	1.20	14,900	9

1-4 26市の国民健康保険税(料)の状況(平成19年度)

	医療分					介護分				
	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	限度額 (万円)	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	限度額 (万円)
八王子	5.30		27,800		53	1.10		8,000		8
立川市	5.90		26,300		53	1.39		10,000		9
武蔵野市	175.00		25,800		53	50.00		10,500		8
三鷹市	5.90		24,700		53	1.40		10,800		8
青梅市	5.72	10.00	21,800	8,000	53	1.11		9,200	1,500	9
府中市	5.20		26,400		53	1.30		9,600		8
昭島市	5.20	12.00	17,500	8,000	53	1.20		11,500		8
調布市	185.00		30,000		53	36.00		11,700		9
町田市	5.00		23,400	12,000	53	1.05		7,500	3,000	8
小金井市	5.17	15.00	20,000	6,600	53	1.10		10,300		8
小平市	5.26	19.95	21,100	8,000	53	1.20		14,900		9
日野市	5.00	10.00	19,200	8,400	53	1.00		10,800		9
東村山市	5.80	10.00	22,800	12,000	53	1.20		13,600		8
国分寺市	5.45	16.00	16,800	6,000	53	0.95		8,000		9
国立市	5.20		19,800	6,000	52	0.90		6,000	1,200	7
福生市	5.40	13.00	25,000	1,200	53	1.00	3.80	9,200	1,200	9
狛江市	5.76	18.20	28,600	2,000	53	1.17		11,000		9
東大和市	5.40	10.00	18,000	13,000	52	1.19		11,900		8
清瀬市	5.40	21.00	19,800	10,000	53	1.20	10.00	9,000	5,300	9
東久留米市	4.30	16.00	27,800	11,000	56	1.10	7.00	8,400	4,200	9
武蔵村山市	4.97	19.95	15,400	7,800	52	0.79		9,500		8
多摩市	5.20		19,800		53	0.96		6,000		9
稲城市	5.10	8.00	19,800	9,400	53	1.00	2.00	8,400	2,700	9
羽村市	5.00	13.00	23,000	1,200	53	1.00		11,000		8
あきる野市	5.52	15.00	24,000	10,800	53	1.32	3.00	8,000	1,200	9
西東京市	5.20	15.00	20,000	9,300	53	1.34		15,100		9

※「所得割率」は、武蔵野市・調布市は「市町村民税所得割方式」、その外は「旧ただし書き方式」。

2 26市の葬祭費の状況(平成19年度)

	金額(円)	5万円未満の市
八 王 子	50,000	
立 川 市	50,000	
武 蔵 野 市	50,000	
三 鷹 市	60,000	
青 梅 市	50,000	
府 中 市	70,000	
昭 島 市	40,000	○
調 布 市	50,000	
町 田 市	50,000	
小 金 井 市	50,000	
小 平 市	30,000	○
日 野 市	60,000	
東 村 山 市	50,000	
国 分 寺 市	50,000	
国 立 市	50,000	
福 生 市	50,000	
狛 江 市	50,000	
東 大 和 市	50,000	
清 瀬 市	30,000	○
東 久 留 米 市	30,000	○
武 蔵 村 山 市	50,000	
多 摩 市	50,000	
稲 城 市	50,000	
羽 村 市	50,000	
あ き る 野 市	50,000	
西 東 京 市	50,000	
2 3 区	70,000	

### 3 特定健康診査等の概要

#### (1) 実施の根拠

高齢者の医療の確保に関する法律により、各医療保険者に特定健康診査等（特定健康診査及び特定保健指導）の実施が義務付けられた。

- ・ 特定健康診査…糖尿病その他の生活習慣病に関する健康診査
- ・ 特定保健指導…特定健康診査の結果により健康の保持に努める必要がある者に対する保健指導

#### (2) 特定健康診査等の概要

- ①生活習慣病予備群を把握し早期に保健指導を行うことにより、生活習慣病の発症リスクの低減を図り、医療費の増大を抑制するもの。
- ②生活習慣病は内臓脂肪の蓄積（内臓脂肪型肥満）に起因するが多いため、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の概念に基づき、生活習慣の改善指導を行う

**特定健康診査**

→

**特定保健指導**

生活習慣病予備群の発見

運動習慣の定着、食生活の改善等

- ③医療費抑制を効果あるものとするため、医療費抑制に強い動機のある保険者に実施が義務付けられた。

小平市では国民健康保険の被保険者（加入者）を対象とする。

- ④40歳から74歳までを対象とする。

#### (3) 特定健康診査等の対象外となる者の健康診査等について

- ①現在、市の基本健康診査を受診している被用者保険の被扶養者  
→ 加入している健康保険組合等で実施する特定健康診査等を受診する
- ②75歳以上は、後期高齢者広域連合が市に委託して実施する。
- ③40歳未満の健康診査は、健康増進法に基づく市民対象の健康診査として、一般会計で実施する。



(4) 現行の市で行っている基本健康診査との比較

(特定健康診査)

	特定健康診査	現行の基本健康診査
対象者	小平市民のうち国民健康保険加入者	小平市民
年齢	40歳～74歳	25歳以上
実施率の目標	平成24年度までに国民健康保険加入者の65%	—
実施目的	生活習慣病予備群を特定し保健指導を行うことにより、生活習慣病の発症を抑制する。	個別疾病の早期発見、早期治療

(特定保健指導)

対象者	特定健診の結果、保健指導が必要とされた者
実施率の目標	平成24年度までに、保健指導対象者の45%

(5) 特定健康診査等実施計画で定める事項

- ①達成しようとする目標
- ②特定健康診査等の対象者数に関する事項
- ③特定健康診査等の実施方法に関する事項
- ④個人情報の保護に関する事項
- ⑤特定健康診査等実施計画の公表及び周知に関する事項
- ⑥特定健康診査等実施計画の評価及び見直しに関する事項
- ⑦その他特定健康診査等の円滑の実施を確保するために保険者が必要と認める事項

#### 4 小平市国民健康保険条例の一部改正の概要

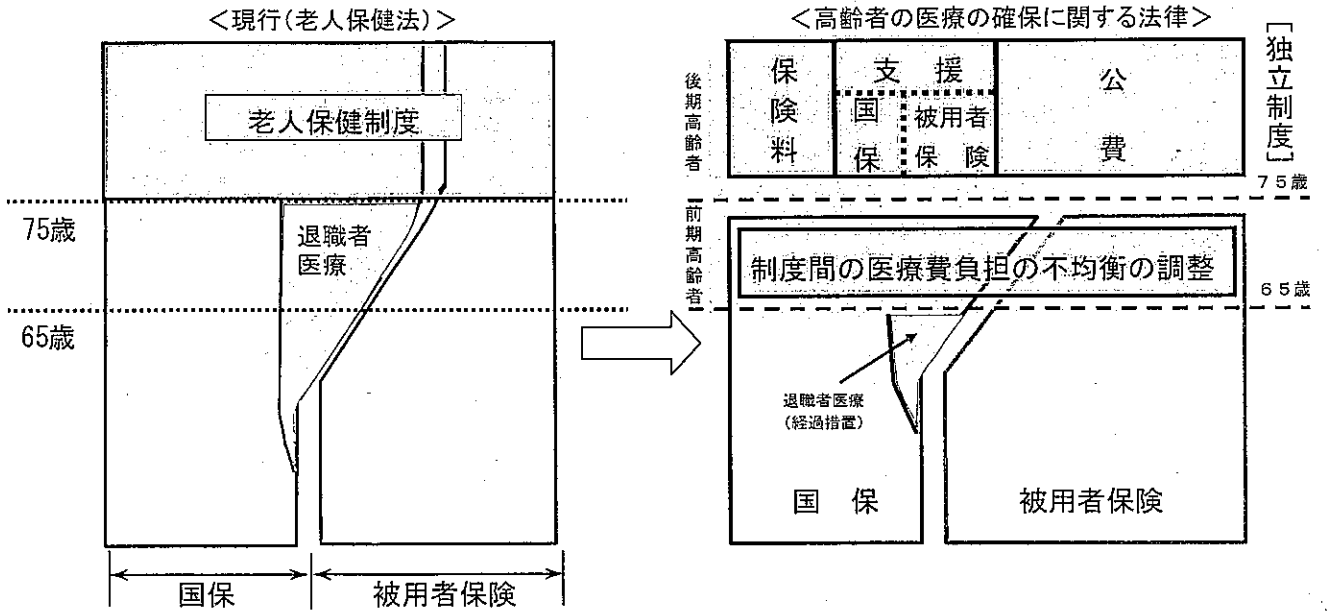
	該当条項	改正内容	
1	第4条の2 第5条の2	他の法律改正による 条例の整備	<p>①70歳から74歳の現役並み所得者の一部負担金の負担割合の根拠規定を国民健康保険法施行令から国民健康保険法に改める。</p> <p>②結核・精神医療給付金に関する条文から「老人保健法」に関する部分を削除する。</p>
2	第5条	葬祭費に関すること	<p>①葬祭費の支給額を3万円から5万円に引き上げる。</p> <p>②他の医療保険等で葬祭費が支給された場合は、支給しない旨の規定を加える</p>
3	第6条	保健事業に関すること	<p>保険者に特定健康診査等義務付けられたことから、保健事業の規定を改める。</p>
4	第9条 第10条 他	国民健康保険税に関すること	<p>①課税額等の改定 ・後期高齢者支援金分の創設 ・基礎課税額（医療保険分）の改定</p> <p>②65歳から74歳までの公的年金受給者に係る国民健康保険税について、公的年金からの特別徴収の規定を設ける。</p>
		今後改正予定	<p>後期高齢者制度の創設に伴い、被用者保険の被扶養者から、国民健康保険の被保険者となる者の保険税の軽減を行う。</p> <p>・所得割、資産割を課税しない ・均等割、平等割の軽減 ・期間は2年間</p>

施行期日 平成20年4月1日

5-1 新たな高齢者医療制度について

新たな高齢者医療制度の創設(平成20年4月)

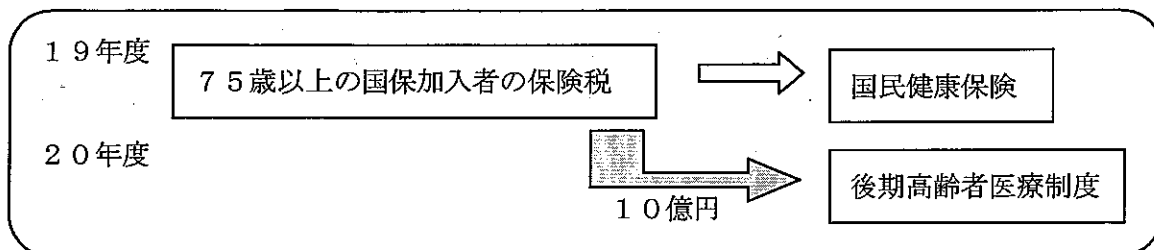
- 75歳以上の後期高齢者については、その心身の特性や生活実態等を踏まえ、平成20年度に独立した医療制度を創設する。
- あわせて、65歳から74歳の前期高齢者については、退職者が国民健康保険に大量に加入し、保険者間で医療費の負担に不均衡が生じていることから、これを調整する制度を創設する。
- 現行の退職者医療制度は廃止する。ただし、現行制度からの円滑な移行を図るため、平成26年度までの間における65歳未満の退職者を対象として現行の退職者医療制度を存続させる経過措置を講ずる。



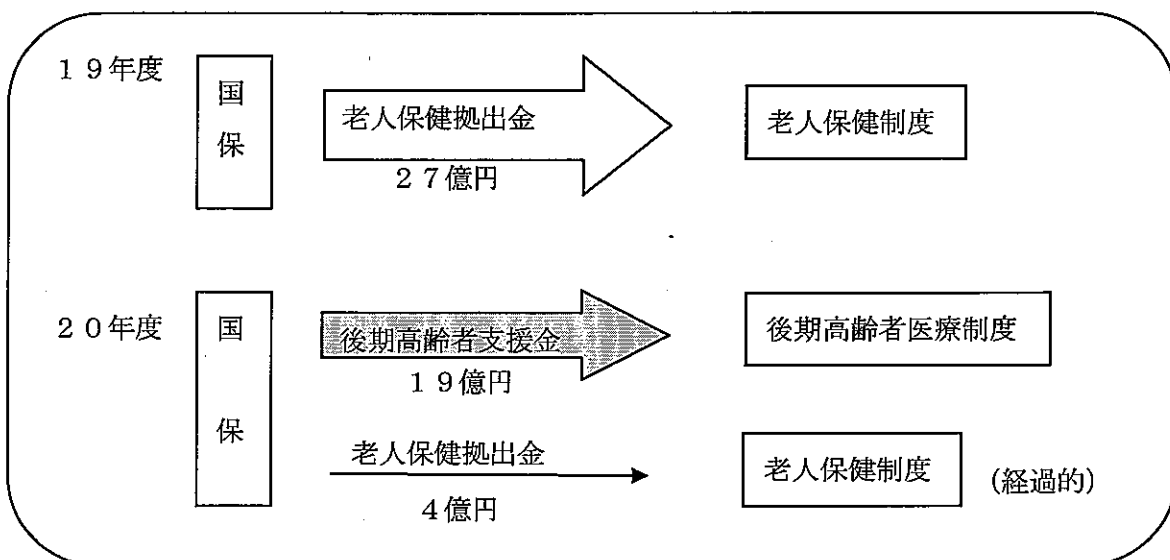
5-2 医療制度改革に伴う国民健康保険事業特別会計への影響

1 後期高齢者医療制度の創設に伴う影響

(1) 国民健康保険税

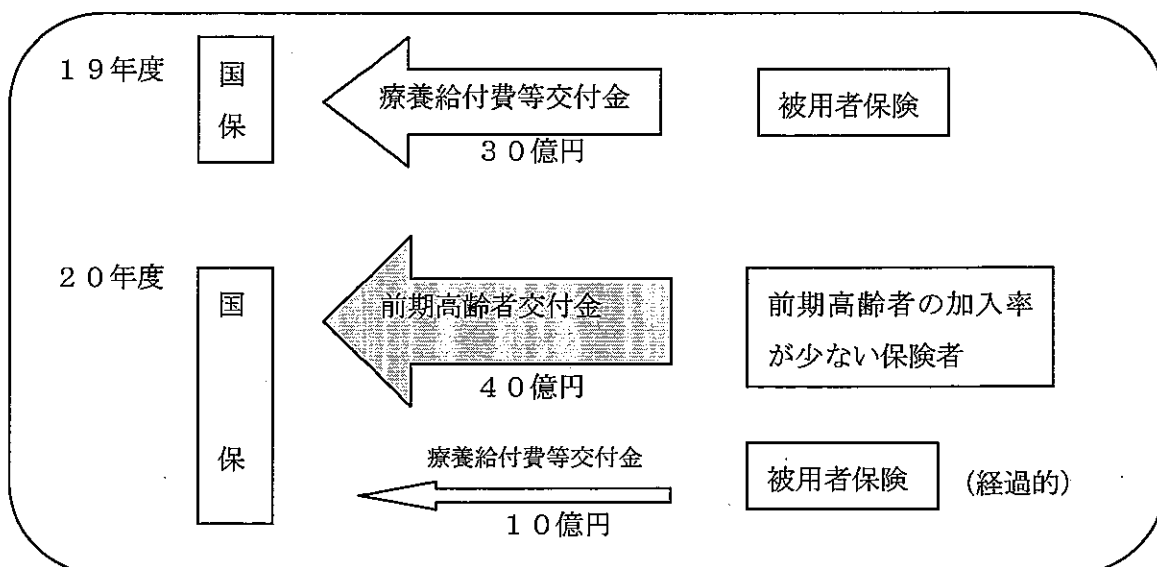


(2) 他制度への支出金



2 退職者医療制度の(段階的)廃止に伴う影響

(1) 他制度からの交付金



※上記の金額には今後、若干の変動の可能性あります。